

特別徴収に関するQ & A

※今後、逐次、加除修正を行う予定

問1 介護と国保又は介護と後期高齢の保険料(税)合算額が年金額の1/2を超えないかどうかの判定(以下「1/2判定」という。)の際に用いる分子・分母はそれぞれ何か。

(回答)

分子＝支払回数割保険料(税)額(特別徴収を依頼するファイル中の「金額欄1」の額)

分母＝年金保険者より通知される年金額(年額) ÷ 年金支払回数

問2 年金の受給額が減額となった場合、1/2判定はどのように行うのか。

(回答)

年金の受給額が減額となり、介護と国保又は介護と後期高齢の保険料(税)の合算額が年金額の1/2を超えた場合、特別徴収はそのまま継続される。なお、翌年度の4月年次処理の段階でもなお1/2を超える場合は、翌年度の10月以後の国保又は後期高齢者の保険料(税)が普通徴収となる。

問3 年度途中の保険料(税)減額等の事由により特別徴収を中止した者に係る特別徴収の再開は、いつから可能か。

(回答)

年度途中に特別徴収を中止した場合、翌年度の4月年次捕捉の情報交換にて特別徴収をあらためて依頼することとなるため、1/2判定等に問題がない限り、翌年度10月より特別徴収が再開される。

問4 複数の年金を受給している者において、年金種別による優先が高順位の年金の受給額<低順位の年金の受給額となっている場合(どちらの年金も年額18万円以上)、高順位の年金における1/2判定の結果、普通徴収となる時は、低順位の年金で再度1/2判定を行うことができるか。

(回答)

年金保険者から通知される年金は、優先順位に従い抽出された1つの年金のみであるため、低順位の年金で再判定を行う機会はなく、当該者は普通徴収となる。

問5 1 / 2判定はどの部署で行うことを想定しているのか。

(回答)

1 / 2判定の結果は国保及び後期高齢の特別徴収にのみ影響を及ぼし、介護の特別徴収には影響がないことから、国保及び後期高齢担当部署にて行うことを想定している。

問6 仮徴収額変更の際には、1 / 2判定を行う必要があるのか。

(回答)

仮徴収額変更の際は、1 / 2判定を行う必要はない。

問7 介護保険料のみで年金額の1 / 2を超える場合は、介護も特別徴収できないのか。

(回答)

介護保険料のみで1 / 2判定は行わないので、従来どおり特別徴収できる。

問8 特別徴収額についての市町村から被保険者への通知は、年金支払期毎に送付することとなるのか。

(回答)

各市町村から被保険者への特別徴収額についての通知は、通常4月の年次処理に係る通知のみで足り、年金支払期毎に通知する必要はない。なお、月次捕捉により年度途中から特別徴収が開始される者に関しては、その特別徴収が開始されるまでの間に、また、仮徴収額の変更を行った者に関しては、変更後の仮徴収金額が徴収されるまでの間に、それぞれ被保険者へ通知をしなければならない。

問9 住民基本台帳上は住所変更が行われているものの、年金保険者への住所変更届を提出していない者の特別徴収についてどのようになるか。

(回答)

年金保険者における、年次・月次抽出対象者となる「住所変更者」とは、年金保険者に対して「住所変更届」を提出した者である。住民基本台帳上は住所変更を行ったものの、年金保険者に対しては「住所変更届」を提出していない者については、年金保険者への「住所変更届」が提出されない限り、従前の市町村へ対象者情報が送付されることとなり、新たな市町村においては特別徴収の依頼をすることができない。

問10 介護、国保、後期高齢における保険料(税)の特別徴収については、介護が他に優先されると聞いているが、具体的にどのように優先されるのか。

(回答)

既に介護保険料については、特別徴収が実施されていることから、その仕組みを最大限尊重することを前提として、下記の場合に介護を優先する取扱いとする。

○1/2判定

介護と国保又は介護と後期高齢の保険料(税)額の合算額が、特別徴収対象年金額の1/2を超える場合は、介護は特別徴収、国保又は後期高齢は普通徴収となる。

○特別徴収対象者情報の通知先

年金保険者は、介護と国保又は介護と後期高齢の保険者(市町村)が異なる場合(例:住所地特例)は、介護の保険者(市町村)へ特別徴収対象者情報を通知することとなる。なお、その際は国保又は後期高齢は普通徴収となる。

○年金減額

年度途中において特別徴収対象年金額が減額となり、介護と国保又は介護と後期高齢の保険料(税)の合算額が徴収できなくなる場合は、年金保険者では、まず国保又は後期高齢の保険料(税)を特別徴収対象から除外し、介護だけを特別徴収する。もし、介護保険料のみでも徴収できない場合は、介護も特別徴収対象から除外する。

問 1 1 介護、国保、後期高齢の 3 制度分を特別徴収されることはあるのか。

(回答)

国保の特別徴収対象者に擬制世帯主は含めないため、3 制度分の保険料(税)を特別徴収されることはない。

問 1 2 被保険者資格喪失後、特別徴収が中止されるのはいつか。

(回答)

特別徴収中止依頼（各種異動通知）を行った翌々月以降の特別徴収が中止される。

問 1 3 年度途中において保険料(税)額に変更が生じた場合は、特別徴収額の変更が可能か。

(回答)

年度途中において保険料(税)額に変更が生じた場合、特別徴収額の変更を行うことはできない。なお、年度途中に保険料(税)額が減額となった場合は特別徴収の中止依頼（資格喪失等通知）を行う必要がある。一方、年度途中において増額となった場合は、市町村の判断で、増額分を普通徴収とするか、特別徴収を中止して保険料(税)残額すべてを普通徴収に切り替えるかを選択する。

問 1 4 資格喪失等手続きの事項中、「特別徴収の方法により保険料(税)を徴収することが適当でない」と市町村が認めたとき」とあるが、判断基準を示してもらえるのか。

(回答)

各市町村の現行の介護の取扱いを参考に判断していただきたい。

問 1 5 年度途中において、保険料(税)が増額となった場合は、特別徴収の中止依頼を送付しなくてはならないのか。

(回答)

年度途中において保険料(税)が増額となった場合は次の2つの方法より市町村の判断で選択が可能である。

- ①特別徴収は継続(増額前の特別徴収額)のまま、増額分を普通徴収とする。
- ②当該年度の特別徴収は中止(資格喪失等通知を送付)し、残額をすべて普通徴収にて徴収する。

問 1 6 災害その他特別な事情により介護保険料の特別徴収を依頼しない場合、国保又は後期高齢の保険料(税)のみについて特別徴収依頼を行うことは可能か。

(回答)

災害その他特別な事情の基準に該当するかの判断は、介護と国保又は後期高齢での個別判断が制度上は可能ではあるが、制度毎に取扱いが異なることにより混乱が生じるおそれもあるため、各市町村にて統一することが望ましいと考える。

問 1 7 介護保険料が減額となり特別徴収を中止する場合、国保又は後期高齢の保険料(税)額に変更が生じない場合であっても、国保又は後期高齢も特別徴収を中止する必要があるか。

(回答)

介護保険料が減額となる場合は、国保又は後期高齢の保険料(税)額も減額されるものと認識しており、国保又は後期高齢の特別徴収も中止となると考えている。

問 1 8 特別徴収の納期と、普通徴収の納期は合わせなければならないか。

(回答)

その必要はない。普通徴収の納期は各市町村の条例にて定める。

問19 特別徴収を行うかの判断は、年金保険者から通知される特別徴収対象年金以外の所得は考慮せずに行ってよいか。

(回答)

特別徴収を行うかの判断に、他の年金等の所得を考慮する必要はない。

問20 6月、8月の月次捕捉対象者について、翌年度4月の仮徴収時から特別徴収としたい場合、年金保険者へどのように特別徴収依頼を行えばよいか。

(回答)

6月、8月の月次捕捉対象者を翌年度4月の仮徴収時から特別徴収とした場合は、10月の月次捕捉対象者に係る特別徴収依頼通知（2月20日までに年金保険者へ通知）と一緒に、年金保険者へ通知することとし、それまでの間は、データを市町村にて管理（待機）することとなる。

問21 年金保険者から通知される年金額は、源泉徴収税額の控除前金額か。

(回答)

控除前の金額とする。

問22 特別徴収結果が年金保険者から市町村に通知されるたびに、徴収された旨、徴収されなかった旨を、被保険者へ通知するべきか。

(回答)

被保険者へ通知する必要はない。なお、徴収されなかった旨の通知を年金保険者から受け取った場合は、徴収されなかった保険料(税)も含めた当該年度分の保険料(税)残額を普通徴収にて徴収することとなるため、納入通知書（告知書）を被保険者へ送付することとなる。

問23 特別徴収された保険料(税)は、市町村にいつ振り込まれるか。

(回答)

年金の定期支払月の翌月10日までに、市町村の指定する口座へ振り込まれる。

問 2 4 市町村からの特別徴収依頼や資格喪失等に係る法定の通知期限は、
経由機関に通知する期限と解してよいか。

(回答)

法定の通知期限は、あくまでも年金保険者に到達する日である。なお、市
町村が経由機関へ通知する期限等については、別途提示する予定である。

問 2 5 地方公務員共済組合分の経由機関への通知期限と、社会保険庁分の
経由機関への通知期限は同一か。

(回答)

同一とする方向で検討している。

問 2 6 実務上の市町村から経由機関への特別徴収依頼のデータ送付期限は
いつになるのか。

(回答)

各関係者と協議のうえ、早期にお示ししたいと考えている。

問 2 7 年次捕捉スケジュールと月次捕捉スケジュールに違いがある理由は
何か。

(回答)

年次捕捉データ量と月次捕捉データ量が異なるため、月次捕捉スケジュー
ルが短期に設定されているもの。

問 2 8 特別徴収結果通知は、徴収月の翌月 1 0 日までに市町村へ通知する
と記載されているが、事務処理を考えると、もう少し早く通知してもらい
たい。対応は可能か。

(回答)

通知スケジュールを前倒しできるかについて、今後、年金保険者等と調整
して参りたい。

問 2 9 経由機関から市町村への通知手段は、何を想定しているか。

(回答)

原則、介護の審査支払に使用している回線（国保連合会－市町村間）を利用して通知することを想定している。また、国保連合会と回線接続されていない市町村においては、現行介護同様に媒体を郵送することで対応する。媒体の種類は複数用意する方向で検討中。

問 3 0 国保連合会との窓口を、介護部局以外にすることは可能か。

(回答)

オンラインによるデータ授受を想定しているため、資料中では介護担当部局を窓口としているが、市町村事務がより円滑に流れるということであれば、他部局が窓口となることは差し支えない。

問 3 1 国保連合会でのエラーチェックとは、具体的にどのようなチェックをするのか。

(回答)

必須項目の入力漏れや入力方法の誤り等の外形的なエラーチェックのみを考えている。なお、エラー分については、国保連合会から市町村に返戻し、補正の上、再度提出させるという処理は、スケジュールを含めて調整、検討する。

問 3 2 経由機関を通じて情報交換をするということに伴って、徴収結果・処理結果等に対する問い合わせも、経由機関を通じて行うこととなるのか。

(回答)

問い合わせについては、各年金保険者と直接行う。

問 3 3 情報交換を媒体で行う場合、媒体の調達は市町村か。

(回答)

媒体利用の市町村においては、情報交換に必要な媒体は市町村が調達することとなる。

問34 特別徴収開始に伴うシステム開発、データ適合テスト作業等に係るスケジュールはどのような予定か。

(回答)

年金保険者、市町村の意見を聴取した上で提示する予定。

問35 市町村において、システム開発が間に合わない場合の対応は考えているか。

(回答)

現在想定していない。

問36 3制度分の情報をまとめてオンライン送付をすることを考えているとのことだが、容量が大きくなるため、オンライン送付に多大な時間を要するのではないか。

(回答)

圧縮して送付するため、大規模な市町村においても、30分程度で送付できると考えている。

問37 年金保険者から通知された情報中、同一人物であるが、生年月日・フリガナ等が市町村の保有する情報と相違する場合、データの補正をした上で年金保険者へ通知するのか。

(回答)

年金保険者から通知されるデータについては、市町村側で補正等を行ってはならない。データ突合時に不一致となり本人を特定できない場合は、特別徴収対象被保険者とはしない。

問 3 8 年金保険者から送付されるデータは、65歳以上の者すべてが1つのファイル（媒体）として送付され、市町村にて制度毎に切り分けることとなるのか。

（回答）

送付されるのは1つのファイル（媒体）であるが、その中に介護・国保・後期高齢それぞれの制度毎に3ファイル収録されている形になる。そのため、市町村においては、各部署にファイルを振り分けるだけとなる。

問 3 9 介護保険において、システム改修はどの程度必要となるのか。

（回答）

年金保険者から通知されるデータのフォーマットが変更となるため、インターフェースの改修が必要。また、国保・後期高齢部署へ情報を提供するためのシステム改修も必要となる。

問 4 0 今回の制度改正により、システム改修が必要となるが、国から統一したパッケージソフトの提供をすることは考えているか。

（回答）

考えていない。

問 4 1 現行介護システムはどのタイミングで新システムへ切り替えることとなるか。

（回答）

平成20年3月20日期限の資格喪失等通知の送付後、同年4月10日の月次通知の受付までの間に切り替える方向で検討している。

問 4 2 国保において、世帯主の年金額が少なく、世帯員の年金額の方が多い場合、世帯主以外の世帯員の年金から特別徴収することは可能か。

（回答）

納付義務者である世帯主（擬制世帯主を除く）から徴収するため、世帯主以外の年金から特別徴収することはできない。

問 4 3 国保において、保険料(税)の本算定期を8月以降としている市町村は、年次処理スケジュールに合わせるため、7月以前にすることとなるのか。

(回答)

年次処理における、市町村から年金保険者へ通知する特別徴収依頼の通知期限は、法令上7月31日となっていることから、現在、国保保険料(税)の本算定期を8月としている市町村においては、7月以前に変更が必要となる。

問 4 4 国保において、特別徴収の対象となる世帯の判定時期は、統一された基準日時点のものを利用することとなるか。(例えば、「4月1日時点での世帯構成で判定」ということになるのか。)

(回答)

基準日は特に示さず、年金保険者に対して特別徴収依頼を行う時点において、特別徴収対象世帯に該当すれば、特別徴収対象被保険者として依頼することになる。

問 4 5 問 4 4に関し、例えば5月に国保加入した者(68歳の単身者と仮定)については、10月からの特別徴収開始は可能か。(4月年次抽出分に含まれるが、抽出時では国保の被保険者ではなかった場合)

(回答)

年金保険者に特別徴収依頼をする時点で特別徴収の対象となる者については、4月年次抽出時には国保の被保険者ではなかった場合でも、特別徴収依頼を行うことにより10月からの特別徴収は可能である。

問 4 6 国保において、2割軽減該当世帯については、当初賦課時に納入通知書とともに申請書を送付し、申請を受け付けた時点で軽減を行っている。この場合、年度途中の減額に該当し、特別徴収は行えないこととなるか。所得情報よりあらかじめ2割軽減した額に基づいて、特別徴収依頼をおこなってもよいか。

(回答)

2割軽減に該当する者についての対応については、現在、検討中のため、別途お示ししたいと考えている。

問 4 7 国保において、年度途中で 6 5 歳未満の者が加入したことで保険料(税)額が増額になった場合、2 月まで特別徴収を継続(増額分は普通徴収)し、4 月以降の特別徴収を中止とする取扱いは可能か。

(回答)

可能である。(増額分は普通徴収で対応することとしており、特別徴収額に影響を与えないため。)

問 4 8 国保において、年度途中の同一月内に資格取得・喪失をした者がいる場合、賦課額に変更は生じないこととなるが、特別徴収は継続してよいか。

(回答)

賦課額に変更が生じない場合は、特別徴収は継続する。

問 4 9 国保における特別徴収対象は、世帯内の国保被保険者全員が 6 5 歳以上 7 5 歳未満の世帯の世帯主としているが、6 5 歳未満の被保険者がいる場合は特別徴収の対象としない理由は何か。

(回答)

高齢者の所得保障として支給される年金から、若人分の保険料(税)も徴収することは、年金制度の趣旨から外れると判断したため。

問 5 0 国保において、8 月を本算定としている市町村においては、年金保険者への通知期限を過ぎての通知を認めることはできないか。

(回答)

年金保険者の処理期間を考えると、現在の通知期限を過ぎてからの特別徴収依頼は認められない。

問 5 1 国保においては、全世帯の保険料(税)算定をした上で、特別徴収の対象となる世帯を抽出し、特別徴収依頼情報を作成することとなるのか。

(回答)

市町村における特別徴収対象被保険者の判定にあたっては、①特別徴収対象者候補を抽出、②保険料(税)額を算定、③1 / 2 判定という流れになるが、所得割率等が決定していれば、必ずしも全世帯の保険料(税)を算定しなくてもよい。

問 5 2 特別徴収可能な者について、過年度保険料(税)の分割納付をしている世帯や現年度分を口座振替をしている世帯を、特別徴収の対象から除外することは可能か。

(回答)

特別徴収可能な者については、原則、特別徴収の方法によることになるが、例えば、特別徴収を行えば過年度分保険料が時効消滅するおそれがある場合や、口座振替から特別徴収に切り替えた後の徴収期間（75歳到達までの期間）が短い場合などの対応については、現在検討中である。

問 5 3 後期高齢者の抽出対象者が65歳以上である理由は。

(回答)

65歳以上75歳未満であって障害の認定を受けた者は、後期高齢の被保険者となるため。

問 5 4 後期高齢において、特別徴収中止事由に「市町村を越える住所の異動」がある理由は。

(回答)

同一広域連合の区域内の市町村を越える住所の異動は、被保険者資格の喪失に該当しないため、中止事由に当たる特別事情として省令に定めるもの。

問 5 5 後期高齢者医療制度においては保険者機能を有するのは広域連合であるが、特別徴収データは広域連合へ送付することとなるのか。

(回答)

後期高齢者医療制度においては、保険料徴収事務は市町村事務に位置づけられているため、特別徴収データは市町村へ送付される。

問 5 6 後期高齢において、国保で特別徴収の対象となっていた者について、特別徴収を引き継ぐことはできないか。

(回答)

引き継ぐことはできない。なお、75歳到達以前に後期高齢の特別徴収依頼をするということは、被保険者資格を取得する前に当該者に賦課をすることとなり、現行制度では対応できないと考える。

問 5 7 後期高齢者において、賦課情報を広域連合から得た上で、特別徴収依頼を行うこととなるか。市町村にて別途保険料を算定すべきか。

(回答)

広域連合から賦課情報を得た上で、特別徴収依頼を行うこととなる。

問 5 8 後期高齢において、平成20年4月から特別徴収を行う場合、被保険者に対する特別徴収開始通知はいつ発送すべきか。

(回答)

平成20年4月1日以降4月の年金定期支払日までの間に送付する。